

平成31年3月15日
道路局路政課
道路交通管理課

車両制限令の一部を改正する政令が閣議決定

道路の構造の保全及び交通の危険の防止上の支障がない道路について、国際海上コンテナを運搬するセミトレーラ連結車が特別の許可なく道路を通行できることとする「車両制限令の一部を改正する政令」が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

近年、国際海上コンテナ運送が活発化しており、物流における国際競争力の強化の観点から、国際海上コンテナを運搬するセミトレーラ連結車が機動的に通行できる環境の整備が必要となっています。

他方、道路法等の一部を改正する法律（平成30年法律第6号）及び道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成30年政令第280号）により「重要物流道路制度」が創設され、重要物流道路に係る特別の構造基準が規定されたことにより、国際海上コンテナを運搬するセミトレーラ連結車が特別の許可なく道路を通行することができる環境が整いつつあります。

そこで、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上の支障がない道路については、国際海上コンテナを運搬するセミトレーラ連結車が特別の許可なく道路を通行できるよう、車両制限令の一部を改正することとしました。

2. 政令改正の概要

- (1) 車両制限令（昭和36年政令第265号）の一部改正関係
道路管理者が指定した道路を通行する国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車について、車両の構造に応じた重量及び長さの最高限度を新たに規定することとします。
- (2) 高速自動車国道法施行令（昭和32年政令第205号）の一部改正関係
高速自動車国道の管理について、車両制限令の規定を適用する場合の技術的読替えを規定することとします。
- (3) 道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）の一部改正関係
機構及び会社等が行う道路の管理について、車両制限令の規定を適用する場合の技術的読替えを規定することとします。
- (4) その他
その他所要の改正を行うこととします。

3. 今後のスケジュール

公布・施行：平成31年3月20日（水）

なお、上記2.（1）の道路管理者による道路の指定は迫って実施する予定です。

また、本政令の施行に併せて、車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）の一部を改正し、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車について、40ft背高の国際海上コンテナを運搬するものであること、ETC2.0車載器を搭載したものであること等を定めるとともに、必要な規定を整備する予定です。

問い合わせ先 国土交通省代表番号：03-5253-8111

国土交通省 道路局

路政課 前川（内線：37333 直通：03-5253-8480 FAX：03-5253-1616）

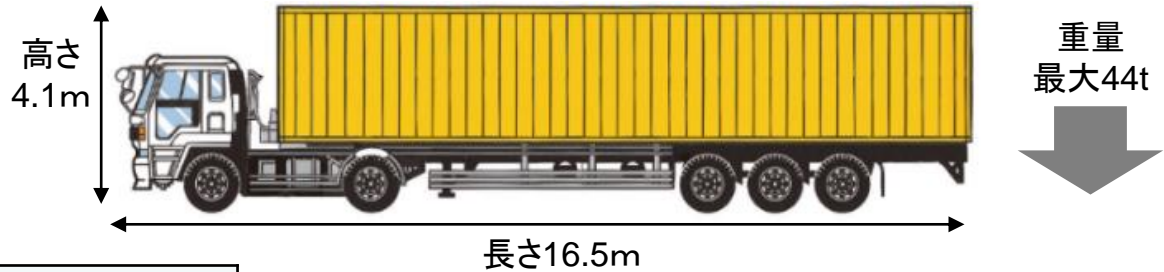
道路交通管理課 竹下（内線：37432 直通：03-5253-8483 FAX：03-5253-1617）

重要物流道路における特車通行許可不要区間の概要

- **特車通行許可が不要となる車種として、国際海上コンテナ車(40ft背高)を設定。**
- **道路を通行する車両の制限値を、道路構造等の観点から支障のない区間に限定して、国際海上コンテナ車(40ft背高)に対応する水準まで引き上げるとともに、重量や通行経路が遵守されるよう、必要な要件を設定。**

<対象車種>

国際海上コンテナ車(40ft背高)



<一般的制限値>

	高速自動車 国道	その他
車幅(m)	2.5	
重量(t)	(総重量)20~25※1	(総重量) 20 重さ指定 20~25※1
車高(m)	3.8 高さ指定 4.1※2	3.8 高さ指定 4.1
車長(m)	12	
最小回転 半径(m)	12	

重要物流道路
(道路構造等の観点から
支障のない区間)

	重要物流道路 (道路構造等の観点から支障のない区間)
重量(t)	(総重量)44※4
車高(m)	4.1※5
車長(m)	16.5

※1 総重量は車両に条件(最遠軸距等)を付すことにより制限値を緩和
このほか、軸重(10t)、隣接軸重(18~20t)、輪荷重(5t)の制限あり

※2 高速自動車国道は全て高さ指定道路に指定されている

※3 (特例5車種について)

車長:高速自動車国道を通行するセミトレーラ連結車は16.5m(フルトレーラ連結車は18m)、その他12m

総重量:高速自動車国道20~36t(最遠軸距等の条件あり)、その他20~27t(最遠軸距等の条件あり)

※4 車両の車軸の数及び軸距等の条件あり

このほか、軸重(11.5t)、輪荷重(5.75t)の制限あり

※5 現行の規定(高さ指定道路)により指定

<要件>

- ① 国際海上コンテナを運搬するものであることを**証明する書類の携行**
- ② **ETC2.0**車載器の搭載及び登録 等